

第四章 自然災害への対応と施設の整備

一 災害に強いまちづくりへの模索

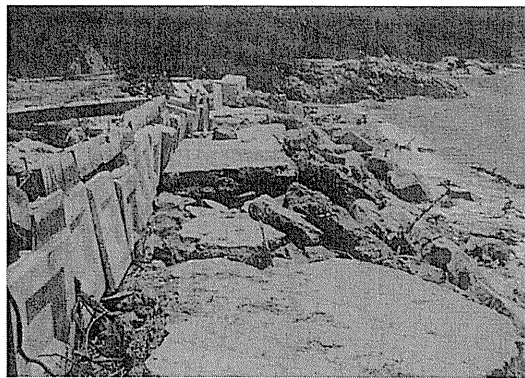
詫間町は、瀬戸内海に突出した半島と島嶼部からなり、長く複雑な海岸線をもつ。海岸線の背後には低地農業地帯が数多く分布し、さらに昭和二十一（一九四六）年の南海地震により六〇%もの地盤沈下を起こした。町内には、県が管理する二級河川の高瀬川・瀬入川・浜堂川と町が管理する水出川など三二水系が流れる。一方、山地部の地質は花崗岩で、その表層部は風化が進行しているうえ、松食い虫による被害などのために山林は荒廃している。このような地形・地質などの条件ゆえ、本町は台風や高波によって海水が浸入しやすく、海岸は浸食され、農地や宅地は浸水の被害、山地においては崩壊や土砂崩れの被害を受けてきた。戦後最大といわれた五十一年の台風一七号は、肥



台風17号災害 肥地木地区 昭和51年

地木地区における四回の鉄砲水をはじめ、山崩れや家屋浸水などにより、重傷者一、家屋の全半壊二五、浸水三三六、一部損壊一四、農林土木関係一七億一九〇万円に上る被害をもたらした。このほか町村合併後の大きな災害としては、三十五（一九六〇）年の大雨被害、四十年の台風二三・二四号、六十二年、平成二（一九九〇）年および三年のいずれも台風一九号、平成十六年の台風一六号などが挙げられる。こうした自然災害から住民の生命と財産を守り、災害に強く、安心して住むことのできる町をつくるため、詫間町では、町と住民が一体となった防災体制の確立を目指して歩み始めた。その具体的な事業の一つが、防災行政無線放送である。

昭和三十二（一九五七）年に開設した詫間町の有線放送電話は、四十九年から放送業務一本にしほって各種広報活動を行い、町民に親しまれてきた。しかし、施設が老朽化し、時代の要請も様変わりしたことにより、平成七（一九九五）年、新しい情報連絡施設として詫間町防災行政無線が開局した。これは、通常の町行政全般にわたる広報活動のみならず、火災や風水害などの災害発生時および緊急時の情報伝達体制を強化し、災害対策活動を迅速かつ円滑に行うとともに、住民の福祉向上と安全の確保を目的とした情報連絡システムである。町役場に設置された親局、紫雲出山の中継局、粟島・志々島・松崎・詫間・大浜・箱の六屋外子局、それに各家庭に備え



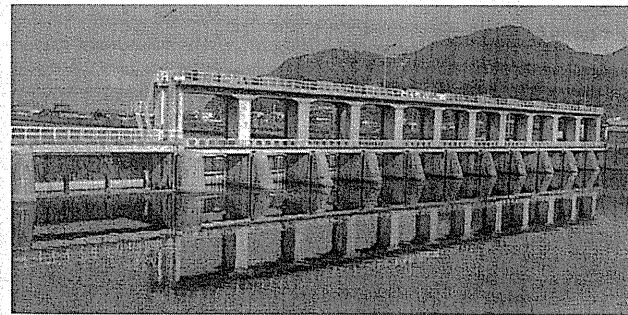
台風16号災害（平成16年）
飛谷の護岸（133号）決壊状況

付けられた戸別受信機からなり、いずれも停電時にはバッテリーによって作動する。中継地の装置はすべて二重化されており、一台が故障した場合でも他の一台が作動して支障なく通信を行うことができる。さらに、戸別受信機は、平常時には調節された音量で受信するが、緊急時には最大音量の受信になるなど、災害時に備えてきめ細かな配慮がなされている。

二 インフラ整備と施設の充実

詫間町の町土保全施策は、治水・海岸保全・砂防の三つの事業を推進することが、その基本になっている。

地形的・地質的条件から、水による被害が深刻な本町においては、治水事業の推進は最重要課題であった。昭和三十七（一九六二）年には、海水の逆流による水田二八五畝の塩害・冠水防止のため、地盤変動対策事業として高瀬川・瀬入川下流に、詫間水門・的場水門工事に着工した。さらに、自然条件ばかりではなく、高度経済成長期における住宅地の急増や、相次ぐ県道等の嵩上げなども、水害に追い討ちをかける結果を招いた。既設の排水施設ではもはや十分に機能を果たせない状態となった町では、昭和四十三（一九六八）年から四十六年にかけて、小規模湛水防除事業が行われた。これは、大新田をはじめとする三排水路の改修、排水機の新設な



詫間水門

どにより、流域面積三三三三畝の洪水を防止しようとするもので、合計一億三〇〇〇万円近い被害防止額が見込まれた。この後も引き続き、河川・水路・潮止樋門および排水機場などのさらなる整備とその適正な管理が望まれている。

また昭和四十年代半ばから、各地区の海岸において、高潮対策として海岸保全整備事業が次々と始まり、海岸事業長期計画に基づいて、既設海岸の補強や嵩上げ、根固め、消波の施工、耐震性の強化などを緊急度の高い海岸から逐次整備を促進してきた。台風や冬季の強い風波を受けやすい燧灘沿岸部、背後に低地帯や町の心臓部ともいえる貴重な臨海工業地域の広がる詫間港については、特別な整備が必要とされた。

土石流危険溪流・急傾斜崩壊などの危険箇所は、詫間町の全域に分布しており、土砂災害防止施設の整備をはじめとする砂防事業は、国・県との連携のもとに計画的に推進することが望まれている。施設整備と同時に、造林の奨励・保安林の整備などによって荒廃した森林を回復し、保水機能の増強を図ることも大きな課題である。

第二節 防 災

台風や大雨、高波などの自然災害を頻繁に被る詫間町は、長年にわたり苦い経験を積んできた。現在の詫間町の防災対策を支えているのは、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二二三号）第四二条に基づいて、詫間町防災会議が作成する「詫間町地域防災計画」である。この計画は、気象や地形・地質その他、詫間町という地域の特性によって起こりうるさまざまな災害の危険を想定しており、過去に本町内で発生した災害とその応急対策の状況などを検討して、計画作成の基礎資料としている。

平成九（一九九七）年修正の同計画の内容は、次のとおりである。

① 防災機関の業務の大綱

町および輸送機関、農業協同組合、医療機関、社会福祉施設、商工会・金融機関、学校法人、火気類取扱機関など、公共団体や防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱

② 災害予防計画

水害・風害・雪害・高潮災害・林野火災・危険物災害・建築物災害などの各種災害予防計画や、防災訓練・防災知識普及計画、防災施設整備計画など

③ 災害応急対策計画

災害対策本部の組織・運営計画、通信情報や災害広報に関する計画、水防・消防などの防除計画、避難・救出救助・食糧供給・給水・物資供給・医療助産・防疫・清掃・応急仮設住宅など被災者の救助保護に関する計画、災害対策要員の動員計画、輸送交通計画、農作物・家畜・貯木および在港船舶を対象とした産業応急対策計画、文教応急対策計画など

④ 災害復旧計画

災害復旧計画作成の基本方針、公共土木施設・農林水産業施設・都市災害・住宅災害・社会福祉施設・公共医療施設病院等・学校教育施設など種別の復旧事業計画、災害復旧金融資金計画、被災者の生活確保計画など

以上の内容に加え、平成七（一九九五）年の阪神・淡路大震災発生を機に、地震に対する従来の防災体制のあり方が問われたことから、地域防災計画の震災対策を拡充強化した「詫間町地域防災計画震災対策編」が分冊の形で作成された。このなかでは、地震による火災や津波の発生、交通・通信網やライフラインの分

断などを想定、被害が広域・長期にわたる震災の特殊性を踏まえて、災害予防計画・災害応急対策計画・災害復旧計画などが、詳細かつ具体的に示されている。

こうした防災計画は、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関わる主要施設の管理者等への周知徹底はもとより、特に必要とみなされる事項については、広く町民への周知も図られており、詫間町の防災対策をより強固なものに育てている。

一 詫間海難救護団

詫間町は、立地上、陸上の災害だけでなく、海上における船舶の事故についても救護救助が必要である。海難は、霧や台風などの影響で、特に秋から冬に多く、船舶の沈没・座礁・火災などの海難からの救助を目的として、昭和二十四(一九四九)年一月、須田地区に詫間海難救助団が結成された。翌二十五年一月には、高谷地区に詫間海難救護団が結成された。同年三月、両者が統合され、詫間海難救護団として発足し、事務所は詫間漁業協同組合内に置かれた。

詫間海難救護団の規約には、「積極的犠牲的精神を発揮し、機敏なる行動により、水難救助に当たり、併せて漁民の民主化を図り、郷土漁業の発展に貢献する」とあり、団員を、漁業に従事する青壮年のなかから募り、第一分団(須田地区)・第二分団(高谷地区)に組織化された。団員は、水難からの人命救助に努めるとともに、台風時には地元消防団と協力して海岸線の警備・警戒等に当たった。

町村合併後も引き継がれ、昭和三十一年(一九五六)年二月には、須田海岸で詫間海難救護団の第一回出初

式が行われた。

海難救護団は、六〇歳定年制であったため、しだいに後継者不足となり、平成六(一九九四)年二月には解散に至った。しかし、町内には栗島・志々島があり、防災等から海難救護団の存続が必要とされ、八年三月、定年制のない詫間海難救済会として発足した。

二 町の災害を振り返る(台風・山火事・濁水等)

昭和三十四(一九五九)年 九月 台風一五号襲来 町内の港湾護岸に大被害

昭和三十五(一九六〇)年 六月 二〇〇ミを突破する大雨 浸水家屋一八五九、半壊家屋四、冠水田

約一五〇町歩、道路・堤防の決壊や流失と崖崩れなど二〇か所以上

昭和三十八(一九六三)年 四月 長雨 農作物に大被害

昭和四十(一九六五)年 九月 台風二三・二四・二五号が襲来、全町にわたって甚大な被害を与える

(須田海岸線では堤防や県道が決壊し民家八戸が大損害、新浜海岸と箱海岸の一部決壊、志々島の防浪壁一七〇が決壊、雨量は県下史上初の六〇〇ミを超え、町内四〇〇ミを上回る。公共的土木事業・農林水産関係等被害総額一億四〇〇〇万円)

昭和五十一(一九七六)年 九月 台風一七号襲来 重傷者一、全半壊家屋二五、浸水家屋三三六、一

部損壊家屋一四

第2部 詫間町を視る——各論編

- | | | |
|--------------|-------|---|
| 昭和五十三(一九七八)年 | 九月 | 台風一八号襲来 床下浸水家屋一五七、漁港護岸の決壊・田畑の海水浸水などの被害 |
| 昭和五十五(一九八〇)年 | 二月 | 名部戸地区林野火災 |
| 昭和五十九(一九八四)年 | 一月 | 豪雪 農作物や施設に大被害 |
| 昭和六十一(一九八六)年 | 三月 | 紫雲出山林野火災 負傷者三、焼損面積一二・五畝 |
| 昭和六十二(一九八七)年 | 十月 | 台風一九号襲来 死者一、全半壊家屋一二、床上浸水家屋三一、床下浸水家屋一五八 |
| 昭和六十三(一九八八)年 | 十二月 | 大浜・香田地区で林野火災 負傷者三、焼損面積一〇五畝 |
| 平成 二(一九九〇)年 | 九月 | 台風一九号襲来 床下浸水家屋三六、山崖崩れ、道路などの冠水 |
| 平成 三(一九九二)年 | 九月 | 台風一九号襲来 屋根や窓ガラスに暴風被害、物置小屋の倒壊等 |
| 平成 六(一九九四)年 | 七月、八月 | 渇水 深刻な水不足で夜間断水や時間給水 |
| 平成 八(一九九六)年 | 十一月 | 大倉工業詫間工場爆発火災 死者二(三三)、負傷者一〇、焼損面積四四〇三平方 ^メ ター |
| 平成 十(一九九八)年 | 十一月 | 名部戸地区林野火災 焼損面積二四畝 |
| 平成 十四(二〇〇二)年 | 十二月 | 栗島柴谷山林野火災 焼損面積一七畝 |
| 平成 十六(二〇〇四)年 | 八月 | 台風一六号襲来 床上浸水家屋八七、床下浸水家屋一三五 |